

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和元年会社法施行後における会社役員賠償責任保険の保険料の
税務上の取扱いについて

日頃より厚生労働行政に関しまして、一方ならぬ御尽力、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

会社役員賠償責任保険の株主代表訴訟敗訴時担保部分に係る保険料を会社が負担した場合における役員個人が受ける経済的利益（以下「会社役員賠償責任保険に係る経済的利益」といいます。）については、一定の手続を経て会社が当該保険料を会社法上適法に負担した場合には、役員個人に対する給与課税を行う必要はないとの解釈が国税庁から示されていたところです。

令和元年 12 月に成立した改正会社法において、新たに会社役員賠償責任保険に係る契約に関する規定が設けられ、当該契約を締結するための手続等が会社法上明確化されたことを踏まえ、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）についても新たな規定を創設いたしました。

つきましては、改正医療法施行後における会社役員賠償責任保険に係る経済的利益の税務上の取扱いについては、以下のとおりとなる旨を国税庁に確認しましたので、お知らせいたします。

医療法人が、改正医療法の規定（※）に基づき、当該保険料を負担した場合には、当該負担は医療法上適法な負担と考えられることから、役員個人に対する経済的利益の供与はなく、役員個人に対する給与課税を行う必要はない。

※ 社団たる医療法人及び財団たる医療法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。（改正医療法第 49 条の 4 の規定により準用する改正一般社団法人法第 118 条の 3 第 1 項）

以 上